② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績
土工量（切土量）が15万㎥以上ある道路土工工事

⑸ 配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
① 主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
② 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③ 主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
④ 主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、提出できる工事経験は１名につき１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)
求める経験
土工量（切土量）が15万㎥以上ある道路土工工事

⑹ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑶ 技術提案書の記載に関する事項
① 評価項目①～④に対する提案数は、それぞれ最大３提案までとする。なお、３提案を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
② 技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は行わない。
③ 技術提案書は所定の様式により各評価項目にＡ４サイズ片面１枚に収めるものとし、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。
④ 所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または、１ページあたりの行数が42行を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不採用とする。
⑤ １提案に記載できる技術提案の内容は、２行以内、１行あたりの文字数は48文字以内とし、この内容を評価の対象とする。なお、提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。

⑷ 評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。
工事目的物の性能・機能に関する事項
① 橋梁下部工躯体コールドジョイント対策、ひび割れ、養生に着目したコンクリートの品質向上に資する施工方法　共通仕様書、構造物施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
社会的要請に関する事項
② 高所作業及び切土工における更なる安全対策　共通仕様書、設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
③ 場内の作業（土運搬を含む）における周辺茶畑等の耕作地及び民家に対する更なる粉塵対策（対象区間　ＳＴＡ367＋00～ＳＴＡ369＋00及びＳＴＡ372＋50～ＳＴＡ375＋00）　共通仕様書、設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
④ 地球温暖化防止対策の推進を目的として、土運搬に使用するダンプトラックのCO_2削減に寄与する改善等の提案（バイオディーゼル燃料の使用による改善提案は、「揮発油等の品質に関する法律の施行」によるものとし、混合率５%を超えるバイオ混合軽油の使用は不採用とする。）　共通仕様書、設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良上　良に比べ、やや優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
良下　良に比べ、やや劣るもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。

⑸ 評価点の付与方法
【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。
性能・機能
① 橋梁下部工躯体コールドジョイント対策、ひび割れ、養生に着目したコンクリートの品質向上に資する施工方法
・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点
安全対策
② 高所作業及び切土工における更なる安全対策
・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点